

平成16年度における「三位一体の改革」の姿

1 国庫補助負担金の改革

10,300億円程度

○ 国庫補助負担金の恒久的一般財源化

2,440億円

- (例)・児童保護費等負担金(うち公立保育所運営費) 1,661億円
 ・介護保険事務費交付金 305億円
 ・軽費老人ホーム事務費補助金 167億円

○ 義務教育費国庫負担金(退職手当・児童手当分)の暫定的な一般財源化

2,309億円

(「総額裁量制」の導入に伴い、教職員の給与水準等について地方の自由度を
 拡大)

○ 公共事業関係国庫補助負担金等の削減等
(うち公共事業関係)5,500億円程度
4,527億円)

(地方の自主性・裁量性を尊重した、まちづくり交付金を創設(1,330億円)
 いわゆる「少額補助金」の廃止、採択基準の引き上げ)

2 税源移譲等

○ 平成15年度及び平成16年度の国庫補助負担金の一般財源化に対応して、所得
税の一部を所得譲与税として税源移譲移譲額 4,249億円○ 義務教育教職員の各年度の退職手当及び児童手当の支給に必要な額として、税源
移譲予定特例交付金を一般財源として交付交付額 2,309億円平成16年度 移譲額及び交付額の計 6,558億円

3 交付税の改革

○ 次のような地方歳出の抑制を行い、地方交付税の総額を16.9兆円(対前年度
△1.2兆円、△6.5%)に抑制する。

① 投資的経費(単独)の大幅縮減

H¹⁵ 14.9兆円 → H¹⁶ 13.5兆円(△1.4兆円、△9.5%)

② 給与関係経費の抑制(地財計画計上人員の1万人純減)

H¹⁵ 23.4兆円 → H¹⁶ 23.0兆円(△0.4兆円、△1.9%)

国庫補助負担金の改革

○ 国庫補助負担金の一般財源化

「基本方針2003」に基づき、平成16年度予算において、地方団体に対する国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行い、その中で、引き続き地方団体が主体となって実施する必要のあるものについて、次のとおり一般財源化

【恒久措置分】

省庁名	項 目	影響額 (億円)
総務省	1 公営地下高速鉄道事業助成金	11
	2 明るい選挙推進費交付金	3
	3 消防防災設備整備費補助金 (うち防災無線及び高機能情報通信対応防災無線(公共施設付帯部分)、降雨情報等収集分析装置)	1
外務省	政府開発援助海外技術協力推進地方公共団体補助金	6
文部科学省	1 教員研修事業費等補助金 (うち初任者研修の非常勤講師配置事業等)	39
	2 地域・家庭教育力活性化推進事業費補助金 (うち人権教育促進事業、学習拠点施設情報化等推進事業)	20
	3 情報教育等設備整備費補助金	7
厚生労働省	1 児童保護費等負担金(うち公立保育所運営費)	1,661
	2 介護保険事務費交付金	305
	3 軽費老人ホーム事務費補助金	167
	4 市町村事務取扱交付金(児童手当)	※ 87
	5 在宅福祉事業費補助金(うち生きがい活動支援通所事業)	50
	6 事務取扱交付金(児童扶養手当)	22
	7 療養給付費等負担金(うち事務費負担金)	12
	8 医療施設運営費等補助金 (うち在宅当番・救急医療情報提供実施費等)	9
	9 医療関係者養成確保対策費等補助金 (うち看護師等修学資金貸与費(公立分))	6
	10 疾病予防対策事業費等補助金 (うち精神保健対策費、地域保健医療協議会等経費)	3

農林水産省	1 植物防疫事業交付金（うち職員設置費）	6
	2 漁業調整委員会等交付金（うち職員設置費）	2
経済産業省	地域再生産業集積対策事業費補助金	2
国土交通省	土地利用規制等対策費交付金	20
合 計		2,440

※ 配偶者特別控除の廃止に伴う増収により対応。

【暫定措置分】

省庁名	項 目	影響額 (億円)
文部科学省	1 義務教育費国庫負担金 (うち退職手当及び児童手当)	2,200
	2 公立養護学校教育費国庫負担金 (うち退職手当及び児童手当)	108
合 計		2,309

(注) 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない。

合 計 4,749億円

税 源 移 譲 等

「基本方針2003」に基づき、基幹税の充実を基本として、次のとおり税源移譲等を実現

- 平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施
- 本格的な税源移譲までの間の暫定措置として、平成16年度税制改正において、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税を創設
- 所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は、4,249億円とし、人口を基準として都道府県及び市区町村へ譲与
- 義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当（平成16年度2,309億円）については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金（仮称）を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置（平成16年度交付額は、2,309億円）

交付税の改革

1 地方財政計画歳出の見直し

「基本方針2003」に沿って、地方財政計画の歳出を見直し

① 職員数の削減

「基本方針2003」の目標（平成18年度までに、「地方財政計画計上人員を4万人以上純減」）を踏まえ、教員、警察官等の増員を織り込んだうえで、計画計上人員を全体として1万人程度純減

	削 減	増 員	全 体
職員増減	▲16,000程度	+6,000程度 (教員・警察官等)	▲10,000程度

② 一般行政経費（単独）の抑制

「基本方針2003」の目標（平成18年度までに、「現在の水準以下に抑制」）を踏まえ、市町村合併の促進のための経費、治安維持に要する経費等の増をも織り込んだうえで、自助努力による効率的な行財政運営を前提に前年度以下の水準に抑制

▲0.3%（3年連続しての対前年度比マイナス）

③ 投資的経費（単独）の減額

「基本方針2003」の目標（平成18年度までに、「平成2～3年度の水準（12兆7千億円程度）を目安に抑制」）を前倒して実施

▲9.5%（5年連続しての対前年度比マイナス）

上記のような取組により、歳出全体を抑制（△1.5兆円）

	歳出全体規模	公債費等除きの一般歳出
地方財政 計 画	▲1.8% (3年連続しての対前年度マイナス)	▲2.3% (5年連続しての対前年度マイナス)

2 歳入の確保

地方税等の増収、事業量確保のための地方債の活用等により歳入の確保（1.9兆円）

3 財源不足額の圧縮（通常収支）

13.4兆円→10.2兆円（△3.3兆円、△約25%）

4 地方交付税総額の抑制

18兆693億円→約16兆8,900億円

（対前年度比約△1兆1,800億円、△6.5%）

5 算定の改革

① 大幅な簡素化・中立化

- ・ 都道府県分の補正係数を3年間で半減する。
- ・ 都道府県分の事業費補正（公共事業等の事業量を反映する補正）について、災害・沖縄・公害防止関係等を除き、原則廃止する。
- ・ 市町村分についても、逐次見直す。

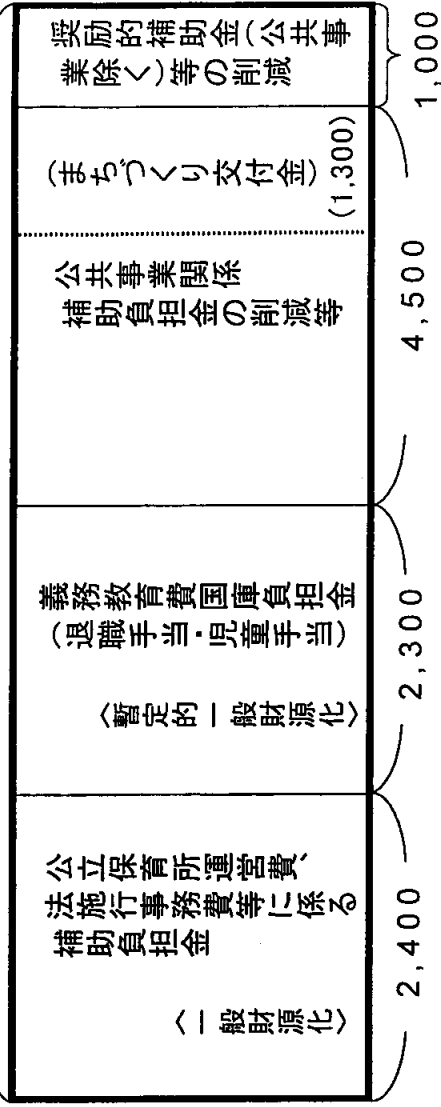
② 効率的な行政運営を促す算定

- ・ 段階補正（小規模団体の割増し）について、現在行っている見直し（平14年度～16年度）に加えて、平成17年度から、効率的な運営を前提とした更なる見直しを行う。
- ・ 単位費用の算定にあたり、ゴミ・し尿収集等について、アウトソーシングによる効率化を反映する。

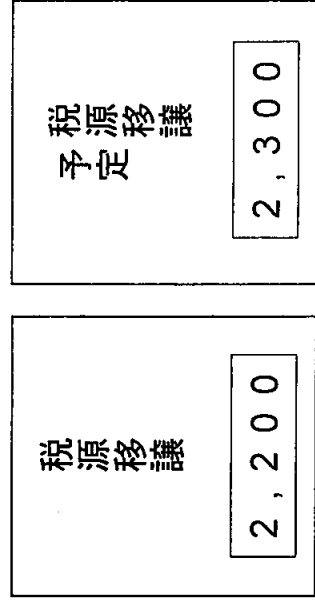
国庫補助負担金改革のイメージ(概数)

(億円)

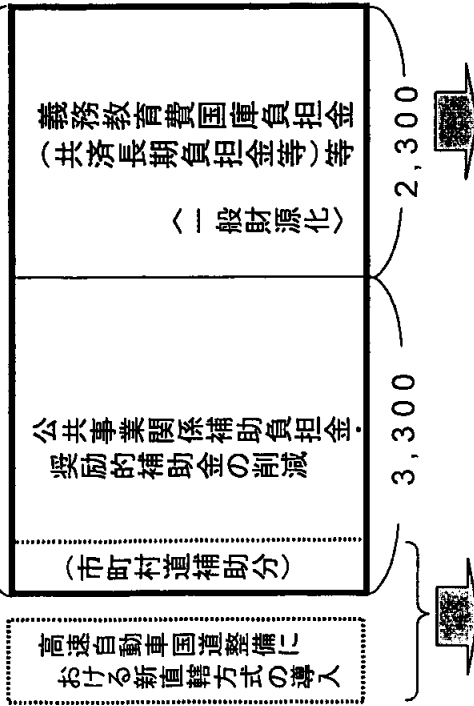
10,300



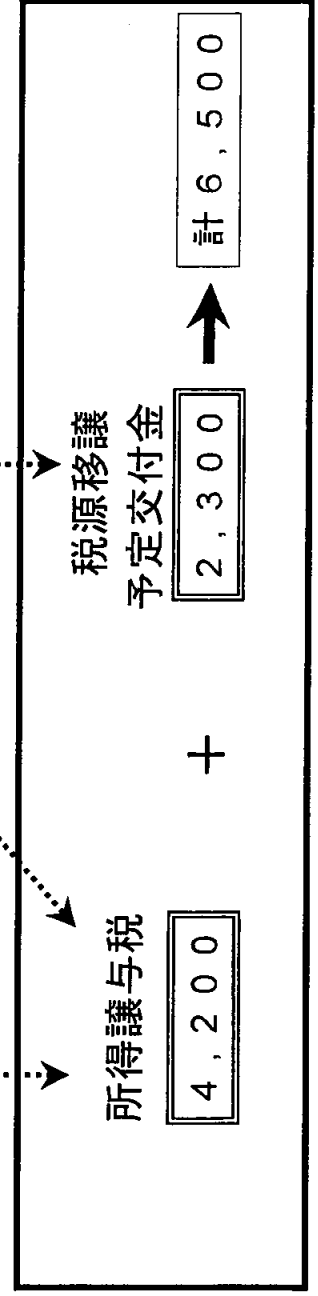
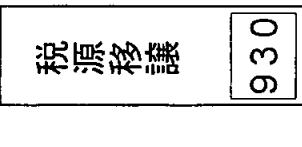
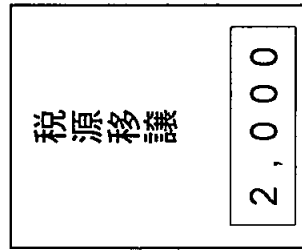
H16



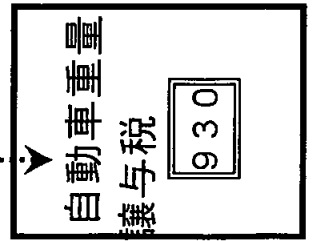
5,600



H15

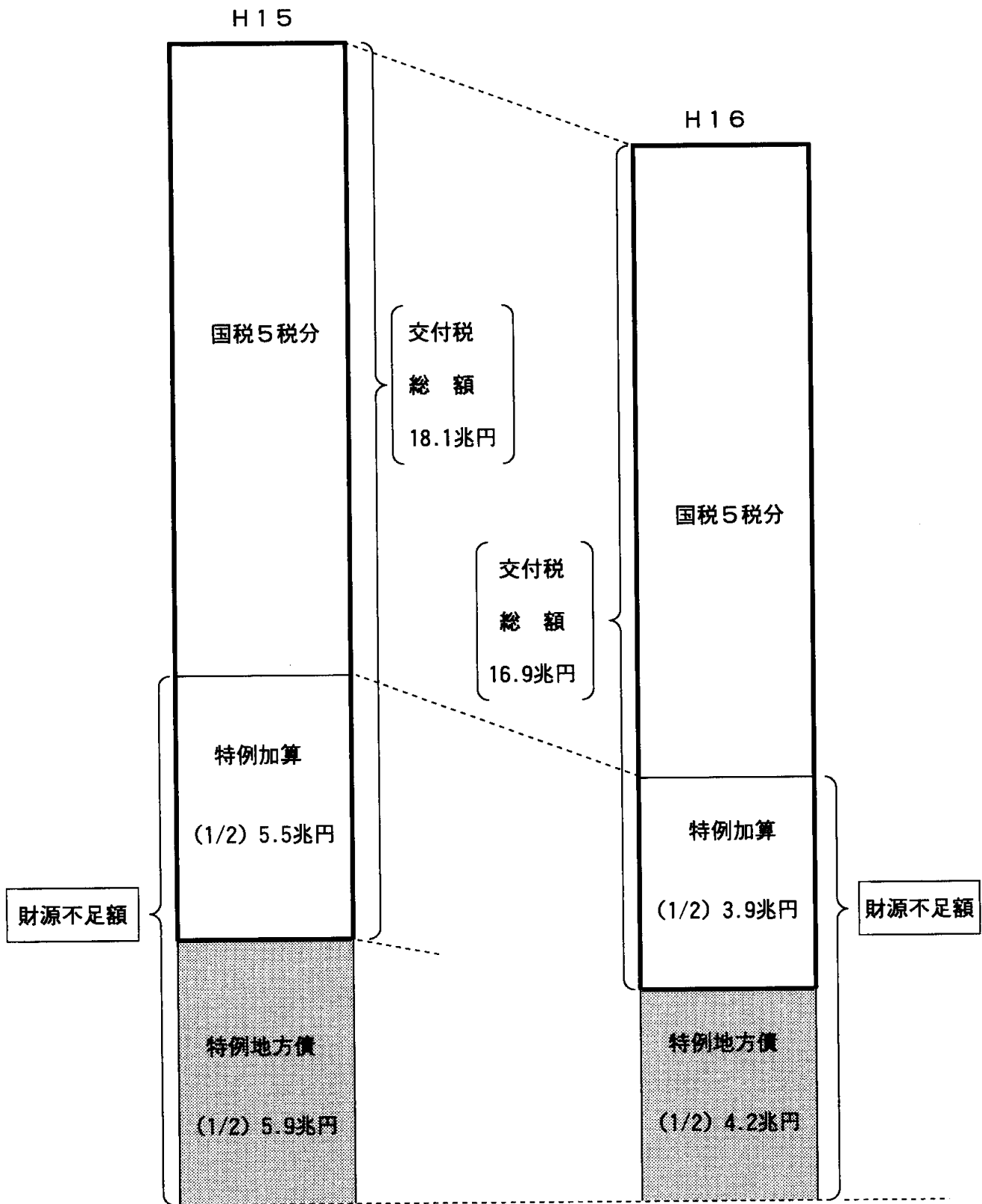


H16



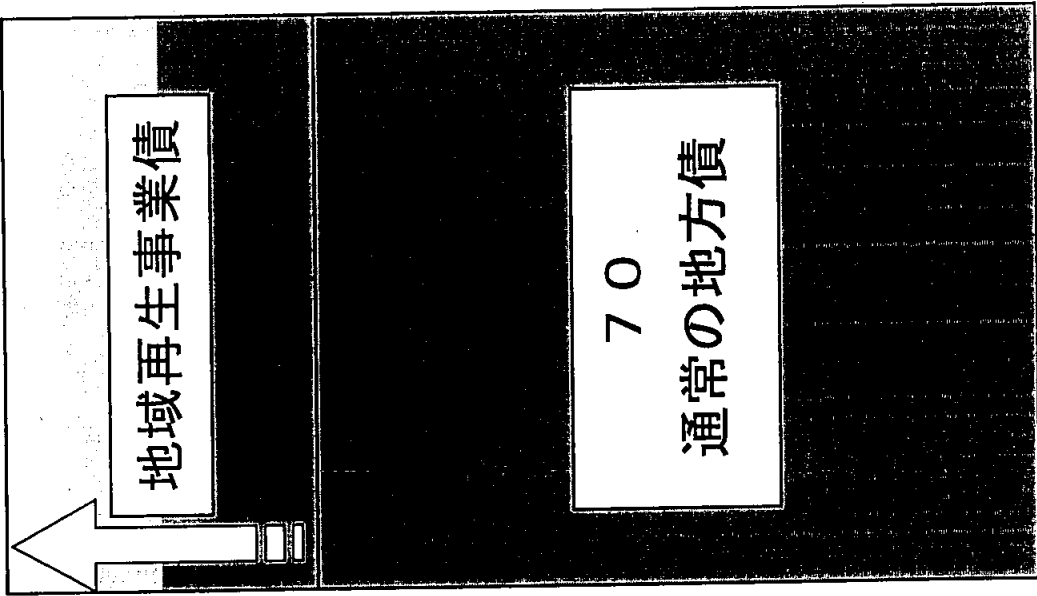
H15

地方交付税総額（概念図）



	H15	H16	伸び率
○地方交付税	18兆 693億円	16兆8,861億円	△6.5%
○臨時財政対策債 (元利償還金を100%交付税算入)	5兆8,696億円	4兆1,905億円	△28.6%
合計	23兆9,389億円	21兆 766億円	△12.0%

地域再生事業債の活用



全国的な標準的な投資規模を勘案し、全国にわたって定める事業量を上回る事業量を、地域再生事業債を充てて、地域再生事業を遂行する。

